



# 埼玉県収入証紙の

# 代金を**返金**します



国の「収入印紙」とは異なります。御注意ください。  
令和10年12月末を過ぎると返金ができなくなります。

## ① 事前確認と準備

- お手元に収入証紙がある。
- 「**埼玉県収入証紙**」と書かれている。
- 未使用で、著しい汚れや欠損が無い。
- 県ホームページ等で「**埼玉県証紙返還・証紙代金還付申請書**」を入手し、必要事項を記入した。

## ② 郵送申請



コバトン

- 申請書と証紙を郵送。

### 【郵送先】

〒330-9301 (住所は記入不要です)  
出納総務課 経理・調整担当

## ② 直接申請



さいたまっち

- 申請書と証紙を直接提出。

### 【直接申請窓口(平日9時から17時まで)】

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県庁別館2階 出納総務課

## ③ 返金(口座振込)

- 申請者**御本人の口座に返金**します。
- 申請の受理から返金まで2週間から1か月程度お時間をいただきます。

【お問合せ先】 埼玉県出納総務課

☎ 048-830-5714

✉ a5710-02@pref.saitama.lg.jp

申請書は郵送でもお届けできます。  
御相談ください。

申請書はこちらから  
埼玉県HP  
「収入証紙の返還」

